

ナフサ等の免税措置について

石油化学工業の原料ナフサは、租税特別措置法に基づき「石油石炭税」と「揮発油税」の免税を受けている。

このうち「石油石炭税」については、2年毎に延長してきており、来年3月末で2年目の期限が切れる。「揮発油税」については期限を定めずに免税されている。これらは、以下の理由により恒久的に非課税となるべきものであり、少なくとも現行制度が継続されるべきものである。

(参考) ナフサ等の課税の概要

	石油石炭税	揮発油税
税率	原油・石油製品 2,040 円/KL	[本則の税率] 24,300 円/KL (国税) + 4,400 円/KL (地方税) [暫定税率] 24,300 円/KL (国税) + 800 円/KL (地方税) <hr/> 計 53,800 円/KL
免税の定め方	租税特別措置法で2年毎に延長(来年3月末で期限切れ)	租税特別措置法で期限を定めずに免税
免税相当額	約 1,000 億円	約 3 兆円

なお、ナフサ(輸入)価格は11月現在 約4万5000円/KL

- (1) 工業用原料は世界的に非課税が原則であり、石油化学原料用ナフサについて課税している国はない。

第三者専門機関（税理士法人プライスウォーターハウスクーパース）が14カ国の調査を行ったところ、すべて、原料用途は恒久的に非課税。

- (2) 石油化学工業は雇用も多く、すそ野の広い産業であり、万一これに課税された場合は、国民生活上大きな問題となる。

* 石油化学工業出荷額： 30兆円
従業員数：73万人
中小企業：2万社

* 石油化学製品は、国民生活上不可欠。
（各種容器、食品包装、洗剤、家電機器、バンパー等自動車用部品、断熱材やサッシ等の住宅資材、太陽光発電・リチウム電池材料など）

* 石油化学以外の他の産業の競争力にも悪影響を及ぼす。

- (3) 石油化学業界各社のマージン率は低く、しかも昨年度は赤字だった。そのため、少しでも原料に課税されると、影響は甚大なものとなる。

（参考）エチレンセンター11社の平成20年度収益状況（億円）

	<u>全社</u>	<u>石油化学部門</u>
売上高	59,991	44,696
営業利益	▲2,111	▲2,015
経常利益	▲1,590	▲1,825
売上高経常利益率(%)	▲2.7	▲4.1

（注）1990-2008年の売上高経常利益率は、2.9%(全社)、2.3%(石化部門)

- (4) 民主党は、既に昨年 2 月に、法案でナフサ免税措置の延長の必要性を認めている。

昨年 3 月末に期限を迎える租税特別措置の取り扱いが与野党間の問題となっていた時、このうち年度内に成立しないと国民生活に多大な影響を与える 7 項目を延長する法案を民主党は参議院に提出した。

この 7 項目の一つがナフサの免税であり、この時点で石化原料ナフサを免税とするべきであるという判断がなされている。

民主党ホームページ：

<http://www.dpj.or.jp/news/dpjnews.cgi?indication=dp&num=12792>

- (5) なお、ナフサ価格が約 45,000 円/KL であるのに対し、「揮発油税」は 53,800 円/KL（暫定税率分を含む）と、そのマグニチュードは非常に大きい。

石油石炭税の課税は大問題であるが、万一「揮発油税」が課税されるようなことがあれば、日本の石油化学工業は壊滅する。

(参考)

石油石炭税の沿革

昭和 53 年 石油税法施行

石化用ナフサ免税制度創設、以降毎年延長

昭和 59 年 L P G ・ L N G に課税

石化用 L P G 免税制度創設、以降毎年延長

昭和 61 年 以降 2 年毎に免税延長

平成 4 年 石化用重質 N G L 免税制度創設、以降 2 年毎に免税延長

平成 15 年 石油税を石油石炭税に改称（石炭も課税対象に）

平成 16 年 石化用灯・軽油に免税・還付の対象を拡大

揮発油税の沿革

明治 37 年 日露戦争の戦費調達を目的とした非常特別法により、主に
燈火用石油に課税（炭化水素油に対する初の内国消費税）

昭和 12 年 燃料国策の一環として旧揮発油税法制定

昭和 24 年 新揮発油税法施行（一般財源）

昭和 28 年 道路整備費等の財源等に関する臨時措置法制定（自動車の
急激な発展に伴い道路整備が急務となり、揮発油税を道路特定
財源化）

昭和 30 年 ガソリンに課税する地方道路税創設（道路特定財源）、揮発
油税と併せて徴収（期限規定なし）

昭和 32 年 石油化学産業誕生に伴い、租税特別措置法により原料揮発
油を免税

以上